

2020年7月13日

株 主 各 位

東京都墨田区亀沢一丁目1番15号

チ ム ニ 株 式 会 社

代表取締役社長 和 泉 學

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本年は現時点においても都内においては新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておりません。株主の皆様の安全を最優先に配慮することに鑑み、可能な限り書面によって議決権を行使頂きますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、2020年7月27日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

また当日ご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防にご配慮頂きご自身の健康状態にご留意頂いた上で、ご来場を見合わせて頂くことも含めてご検討頂きますようお願い申し上げます。

なお、当日会場にて株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますのでご協力賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年7月28日（火曜日）午前10時
（受付開始時刻は、午前9時15分を予定しております。）
開催日が前回定時株主総会の日（2019年6月19日）に回答する日と離れておりますのは、新型コロナウイルス禍により2020年3月期決算が延期となったため、株主総会にて権利を行使できる基準日を2020年6月8日に再設定したためであります。
2. 場 所 東京都墨田区京島一丁目38番11号
曳舟文化センター 1階 ホール
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照頂き、お間違いのないようご注意ください。）

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第12期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第12期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役12名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席を頂くことが可能です。ただし代理権を証明する書類の提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

-
- 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chimney.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - 本年も株主総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承ください。

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善などを背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しておりました。しかしながら、消費税率引上げや自然災害などの影響をはじめ、米中貿易摩擦などの海外経済の不確実性が懸念されるなか、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大により、国内における消費活動が一気に冷え込み、景気は後退局面に入りました。

外食業界におきましては、お客様の節約志向、異業種を含めた企業間競争の激化、消費税率引上げなど、厳しい経営環境が続いているなか、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、臨時休業や営業時間の短縮を余儀なくされることとなりました。

このような環境のもと、当社グループはお客様に当社店舗を選んでご来店いただき、お客様から「ありがとう」をいただくために行動してまいりましたが、第3四半期までの期間においては自然災害、お客様の嗜好・行動パターンの変化への対応の遅れ、サービス力の低下により厳しい状況が続きました。第4四半期になると新型コロナウイルスの感染が深刻化し、さらに厳しい状況となり、2月から3月にかけて売上高の急激な減少に見舞われました。

この状況に対応するため、飲食事業におきましては、従業員満足がお客様満足につながるの思いのもと、従業員満足を重視するとともに、新規出店を抑え、既存店舗のサービス力の向上、人財教育に努めてまいりました。また、外国籍人財を積極的に採用するとともに、研修センター店を中心とした教育訓練の場を充実させることにより、「目の前のお客様を大切に」「お客様に喜んで帰っていただく」ための人財育成に努めております。新型コロナウイルスによる影響の軽減策としては、お客様や従業員の安全を第一に考え、衛生管理や感染拡大防止に取り組んで営業するとともに、テイクアウトやデリバリーの拡充を進めてまいりました。

アライアンスの展開としましては、お客様の嗜好・行動パターンの変化への対応として、食事業態を強化するため、東京関東圏を中心に焼肉店10店舗、居酒屋1店舗を運営する株式会社シーズライフの全株式を取得致しました。また、株式会社つば八とのシナジーにつきましても引き続き追求しております。

コントラクト事業におきましては、固定客が継続的にご来店される事業形態の特性に対応し、店舗独自の日替わりメニューを充実させることはもちろん、「ステアー

キフェア」「ご宴会キャンペーン」の実施など、「また行きたくなる」店舗作りを心掛け、各種行事、記念イベント等のケータリング事業の拡大強化にも努めました。

店舗数につきましては、当社におきまして直営店の新規出店が6店舗（18店舗の退店）、フランチャイズへの建売が4店舗（フランチャイズ店から直営店への切り替えが8店舗）あったことにより、当連結会計年度末の飲食事業直営店の店舗数は338店舗（前期末346店舗）となりました。コントラクト店につきましては、退店が2店舗あったことにより、当連結会計年度末のコントラクト店の店舗数は91店舗（前期末93店舗）となりました。また、フランチャイズ店は新規出店が2店舗（24店舗の退店）、直営店からの転換が4店舗（直営店への切り替えが8店舗）あったことにより、当連結会計年度末のフランチャイズ店の店舗数は248店舗（前期末274店舗）となりました。さらに連結子会社におきましては、当連結会計年度末における株式会社紅フーズコーポレーションの店舗は20店舗、めっちゃ魚が好き株式会社は11店舗、株式会社シーズライフは12店舗であり、当連結会計年度末の当社グループの店舗数は720店舗、当社の店舗数は677店舗となっております。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、サービスレベルの向上に努めてきたものの新型コロナウイルスの影響等により、41,107百万円（前年同期比10.0%減）となりました。利益面におきましては、食材価格の上昇を極力抑えるため、メニューの絞り込みやアイテム数削減により、生産性の向上を図るとともに、スポット商品の機動的な調達を行い、メニュー粗利ミックスをコントロールしてまいりました。これにより、営業利益は283百万円（前年同期比88.5%減）、経常利益は、持分法による投資損失371百万円の計上等により、36百万円（前年同期比98.5%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純損失は、補償金の受取り207百万円があった一方で、新型コロナウイルスの影響を踏まえ、閉店の意思決定を行った72店舗及び収益性の低下した店舗を対象に減損損失2,571百万円を計上したことや、店舗閉鎖損失引当金繰入額206百万円の計上、繰延税金資産の回収可能性の見直しによる影響621百万円等により、2,812百万円（前年同期は1,205百万円の純利益）となりました。

(2) 資金調達等についての状況

①資金調達

当連結会計年度中において金融機関へ465百万円の返済を行い、当連結会計年度末の借入金残高は、361百万円となっております。また、リース会社に対する債務はリース残高が308百万円、割賦残高が1百万円となっております。

②設備投資

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、924百万円で新規出店及び改装、業態転換等の内装、厨房等の設備投資であります。なお、設備投資額には、差入保証金120百万円が含まれております。

(3) 財産及び損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 2016年度	第 10 期 2017年度	第 11 期 2018年度	第 12 期 2019年度
売 上 高 (千円)	58,792,530	46,761,806	45,685,494	41,107,273
経 常 利 益 (千円)	4,071,011	3,165,279	2,505,153	36,644
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(△)	2,076,418	1,640,742	1,205,904	△2,812,017
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	109.01	85.73	62.91	△146.44
総 資 産 (千円)	26,451,551	29,322,456	28,146,848	20,530,714
純 資 産 (千円)	15,535,798	16,711,290	17,395,722	14,007,483
1株当たり純資産額 (円)	812.94	871.63	907.32	728.50

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 9 期 2016年度	第 10 期 2017年度	第 11 期 2018年度	第 12 期 2019年度
売 上 高 (千円)	56,542,707	45,002,993	43,980,567	39,282,463
経 常 利 益 (千円)	4,012,114	3,118,419	2,469,142	449,612
当期純利益又は当期純損失 (△)	2,068,290	1,642,812	1,161,585	△2,682,559
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	108.58	85.84	60.60	△139.70
総 資 産 (千円)	26,141,731	29,028,817	27,830,609	20,236,693
純 資 産 (千円)	15,464,394	16,639,487	17,279,788	14,039,087
1株当たり純資産額 (円)	809.39	868.08	901.49	730.36

(注) 1. 第9期につきましては、決算期の変更により、2016年1月1日から
2017年3月31日までの15ヶ月間となっております。

2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』（企業会計基準第28号
2018年2月16日）等を第11期の期首から適用しており、第10期に係る

①企業集団の財産及び損益の状況につきましては、当該会計基準等を
遡って適用した後の数値となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループが属する外食産業におきましては、お客様の選別志向は厳しく、他業種を含めた企業間競争の激化など、厳しい状況が続いております。また、健康増進法による受動喫煙対策による影響が懸念される中、2020年以降の新型コロナウイルス感染症への対応が必須の状況下にあります。このような環境のなか、当社グループと致しましては、社会環境の変化やお客様のニーズを的確に捉え、価値あるものをお客様へ提供し、サービスレベルの向上と従業員満足度の向上への取り組みを絶え間なく続けていくことが重要であると考えております。

具体的に対処すべき課題と致しましては、以下の点を重視して行動してまいります。

① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症は、わが国の経済活動や消費者の消費行動に大きな影響を与えております。当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請を踏まえ、直営店及びフランチャイズ店において、臨時休業や営業時間の短縮等を実施してまいりました。緊急事態宣言の解除と各自治体による営業自粛要請の緩和後、順次、店舗の営業を再開しておりますが、売上高が新型コロナウイルス感染症の広がる前の水準に戻るには、1年程度を要するものと予測しております。このような状況のなか、当社グループはお客様や従業員の安全を第一とし、衛生管理や感染拡大防止に取り組むとともに、テイクアウトやデリバリーなどのニーズにも対応しながら営業を続けております。

また、4月下旬に当座貸越契約に基づく資金の借入を実行するとともに、5月に取引金融機関と新たな当座貸越契約を締結しており、必要な運転資金を確保しております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる状況が存在するものの、不確実性は認められないものと判断しております。

② 「安全」「安心」の提供

当社におきましては、安全確保のため、仕入食材の品質管理、配送段階における温度管理と鮮度の維持、加工段階及び店舗における衛生管理など、チェック体制の整備運用に努めております。新型コロナウイルス感染症対策（従業員の体調チェック、手洗い・アルコール消毒・マスク着用の徹底、換気、窓・入り口の開放、ご着席の適正配置、お会計時の非接触等）を推進し、「安全」「安心」を常にお客様に提供するよう努めてまいります。

③ 人財教育・訓練体制の強化

人を介するサービス業において、「人財の育成に勝るものなし」の思いのもと、「志」「技術」「情熱」をもてる人財教育・訓練を目指しております。おもてなしや訓練された調理技術を通じ、お客様から「ありがとう」をいただける店

舗を維持できるよう努めてまいります。また、社会や人材の多様性に応じて多言語のマニュアルを配備し従業員満足度の向上や採用・教育・訓練にも取り組んでまいります。

④ 新業態開発の推進及び販売チャネルの強化

当社グループは、「はなの舞」「さかなや道場」をはじめとする居酒屋を主力として展開してまいりましたが、今後は、居酒屋業態をお客様の嗜好・ニーズに合わせてブラッシュアップしていくとともに、「食事需要」「家族利用」に適応する新業態展開への取り組みを強化してまいります。近年、オムライス、寿司、焼肉といった食事需要をターゲットとする業態のノウハウの蓄積と店舗展開を進めてまいりましたが、こうした施策をさらに加速させていく所存です。

さらに、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、在宅勤務（テレワーク）へのシフトに代表される勤務スタイルやアフターファイブの過ごし方の変化に対応するため、テイクアウト、デリバリー、インターネット通販事業といった販売チャネルの強化も必要と考えており、当社グループが掲げる「食を中心とした総合サービス」を提供できる企業を目指してまいります。

⑤ M&Aについて

当社グループは、企業価値の向上のため、売上及び利益の拡大に寄与し、店舗網の拡大が見込める可能性があると判断された事業譲渡や企業買収案件について検討を進めてまいります。当事業年度におきましては、2019年12月に「牛星」「山河」ブランドで焼肉業態を運営する株式会社シーズライフの全株式を取得し、同社は当社グループに加わりました。

今後も協働領域、競合領域を意識して展開を進めてまいります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は株式会社やまやであり、同社は当社の株式9,805,000株（自己株式を除いた出資比率51.0%）を保有しています。

当社は親会社から主として酒類等の仕入れを行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
飲食事業	居酒屋を中心とした飲食店の運営
コントラクト事業	給食及び施設内での飲食店の営業受託
その他	－

(7) 主要な営業所及び工場並びに使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 主要な営業所

イ. 当社

本 社 東京都台東区柳橋二丁目19番6号
（登記上の本店所在地 東京都墨田区亀沢一丁目1番15号）
物 流 センター 埼玉県さいたま市緑区美園一丁目7番8号
店舗数の推移

業 態	2017年3月期		2018年3月期		2019年3月期		2020年3月期	
はなの舞	279	(119)	273	(120)	266	(122)	244	(114)
団 欒 炎	6	(0)	7	(0)	7	(0)	6	(0)
こだわりやま	40	(3)	40	(3)	33	(1)	30	(2)
さかなや道場	188	(139)	205	(151)	210	(151)	202	(147)
龍馬 軍鶏農場	12	(11)	11	(10)	10	(9)	8	(8)
豊丸水産	34	(33)	26	(25)	22	(20)	19	(18)
やきとりさくら	18	(18)	18	(18)	14	(12)	14	(11)
チムニー	6	(0)	5	(0)	4	(0)	3	(0)
升屋	4	(2)	4	(1)	3	(1)	3	(1)
コントラクト	92	(92)	91	(91)	93	(93)	91	(91)
他業態	28	(7)	38	(20)	51	(30)	57	(37)
合計	707	(424)	718	(439)	713	(439)	677	(429)

(注) () 内は直営店

ロ. 子会社

魚鮮水産株式会社	愛媛県八幡浜市向灘2453番地
株式会社紅フーズコーポレーション	東京都台東区柳橋二丁目19番6号
めっちゃ魚が好き株式会社	兵庫県尼崎市南武庫之荘一丁目13番15号

大田市場チムニー株式会社
株式会社シーズライフ

東京都大田区東海三丁目 2 番 8 号
東京都台東区柳橋二丁目19番 6 号

店舗数の推移

会社名	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
(株)紅フーズ コーポレーション	17 (17)	19 (19)	21 (21)	20 (20)
めっちゃ魚が好き(株)	14 (14)	12 (12)	13 (13)	11 (11)
(株)シーズライフ	—	—	—	12 (12)

(注) () 内は直営店

② 使用人の状況

イ. 企業集団の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減
社 員	1,102 ^名	21 ^名
パートタイマー	2,935	△273
合 計	4,037	△252

ロ. 当社の使用人の状況

区 分	使 用 人 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
社 員	1,013 ^名	△3 ^名	才 40 ヶ月 4	年 5 ヶ月 9
パートタイマー	2,792	△298	— —	— —
合 計	3,805	△301	— —	— —

- (注) 1. 平均年令、平均勤続年数、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. パートタイマーにはアルバイトも含め、使用人数は、一人当たり173時間／月換算により算出しております。

(8) 当社の主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
(株)みずほ銀行	167,534千円
(株)三菱UFJ銀行	97,517千円
(株)三井住友銀行	15,034千円
(株)りそな銀行	14,983千円

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	30,000,000株
(2) 発行済株式の総数	19,340,800株
(3) 株主数	12,148名
(4) 大株主	

(2020年6月8日現在)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 や ま や	9,805,000株	51.00%
ア サ ヒ ビ ー ル 株 式 会 社	1,759,700株	9.15%
加 藤 産 業 株 式 会 社	1,000,000株	5.20%
麒 麟 麦 酒 株 式 会 社	1,000,000株	5.20%
和 泉 學	542,200株	2.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	314,600株	1.63%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 2	214,500株	1.11%
チ ム ニ ー 取 引 先 持 株 会 1	172,600株	0.89%
株 式 会 社 N S K	150,000株	0.78%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	122,300株	0.63%

※持株比率は、自己株式(118,790株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権に関する事項

ストック・オプションの内容

決議年月日	2010年12月1日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 26名※監査役及び社外取締役には付与されておりません。
株式の種類及び付与数 (注)1、2	普通株式980,000株
付 与 日	2010年12月3日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2012年12月2日～2020年12月1日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結

果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2. 2012年10月1日付株式分割（株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。
3. ① 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。
② 新株予約権の質入等の処分は認めない。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

会社の地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	山 内 英 靖	株式会社やまや 代表取締役社長兼社長執行役員 やまや商流株式会社 取締役 やまや関西株式会社 代表取締役社長 やまや東日本株式会社 代表取締役社長 株式会社つば八 代表取締役会長
代表取締役社長	和 泉 學	社長執行役員 株式会社つば八 代表取締役社長 株式会社シーズライフ 取締役
取 締 役	水 上 貴 史	副社長執行役員 経営企画担当 株式会社つば八 取締役 株式会社シーズライフ 取締役
取 締 役	根 本 博 史	専務執行役員 管理担当兼専門業態担当 株式会社つば八 取締役
取 締 役	伊 藤 浩 之	常務執行役員 直営統括担当兼東日本直営担当 株式会社紅フーズコーポレーション 代表取締役社長 めっちゃ魚が好き株式会社 代表取締役社長
取 締 役	寺 脇 剛	常務執行役員 FC事業部長
取 締 役	山 内 英 房	株式会社やまや 代表取締役会長 やまや商流株式会社 代表取締役社長
取 締 役	山 内 一 枝	株式会社やまや 取締役副会長
取 締 役	佐 藤 浩 也	株式会社やまや 取締役専務執行役員営業部長 やまや商流株式会社 取締役 株式会社つば八 取締役
取 締 役	田原口 裕 基	株式会社やまや 執行役員経理部長 株式会社つば八 取締役
取 締 役	大 関 均	太陽有限責任監査法人パートナー
取 締 役	沖 田 美恵子	島田法律事務所パートナー弁護士
常 勤 監 査 役	永 井 政 次	
監 査 役	中 原 慎 一	
監 査 役	三 浦 千 春	株式会社やまや 常務執行役員総務部長 株式会社つば八 監査役
監 査 役	越 仲 信 雄	越仲信雄税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役のうち大関均氏、沖田美恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。当社は、大関均氏及び沖田美恵子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
2. 監査役のうち中原慎一氏、越仲信雄氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

当社は、中原慎一氏及び越仲信雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

3. 2019年6月19日開催の第11期定時株主総会において、水上貴史氏及び沖田美恵子氏が取締役、永井政次氏が監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。
4. 監査役 越仲信雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 株式会社やまやは当社の親会社であります。
また、やまや商流株式会社及びやまや関西株式会社並びにやまや東日本株式会社は株式会社やまやの子会社であります。
6. 株式会社つば八は株式会社やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
7. 株式会社紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き株式会社並びに株式会社シーズライフは当社の子会社であります。

(2) 事業年度中に退任した取締役

退任時の地位担当	氏 名	退任事由	退任日
取締役	梅林 啓	任期満了	2019年6月19日

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	8 名	46,260千円
監 査 役	3 名	13,650千円
合 計	11 名	59,910千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与とは含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、2010年7月22日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

社外役員の報酬

	支給人数	報酬等の額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
社外役員の報酬等の総額	5 名	14,100千円	—

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先

地位	氏名	重要な兼職先	兼職の内容
取締役	大関均	太陽有限責任監査法人	当社との間に特別な利害関係はありません。
取締役	沖田美恵子	島田法律事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。
監査役	中原慎一	—	—
監査役	越仲信雄	越仲信雄税理士事務所	当社との間に特別な利害関係はありません。

② 事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	主な活動内容
取締役	梅林啓	4回/4回	—	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
取締役	大関均	18回/18回	—	投資会社等で培った豊富な経験に基づき、取締役会では積極的に発言し、建設的な提言を行っております。
取締役	沖田美恵子	14回/14回	—	弁護士として培われた法律の専門家としての経験と幅広い識見に基づき、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、提言を行っております。
監査役	中原慎一	18回/18回	14回/14回	各事業場への実地調査を行う等、各部門の業務執行状況について聴取し、これらの場において監査役としての提言を行い、取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための助言、発言を行っております。
監査役	越仲信雄	18回/18回	14回/14回	税理士としての会計税務に関する経験知識等に基づき、当社の経営全般、特に税務面について発言を行っております。

(注) 取締役 梅林啓氏につきましては、当事業年度に開催された取締役会のうち、2019年6月19日の退任前に開催されたもののみを対象としております。また、取締役 沖田美恵子氏につきましては、当事業年度に開催された取締役会のうち、2019年6月19日の就任後に開催されたもののみを対象としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、前年度の会計監査人の職務遂行状況を検証し、当事業年度の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠の妥当性を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

また、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案の内容とすることを決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及び運用状況

【体制】

当社及び当社の子会社は、チムニーグループの持続的な発展と企業価値の向上のため、創立当初からの企業理念である「世界中のお客様からありがとうと言われる企業になろう」の実現に努めるとともに、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針を以下のように定めております。

1. 当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 企業倫理憲章を最高経営責任者より全役職員に伝達し、法令及び社会倫理の遵守を当社企業活動の前提とする。
- (2) 最高経営責任者は、担当役員を以て社内規程の整備、運営を徹底する。
- (3) 取締役は、コンプライアンスを所管する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を配置し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備と問題点の把握に努める。
- (4) 代表取締役直属の機関として内部監査室を設置する。
内部監査室は、業務遂行が法令、社内規程等に則って適正に行われていることを監査するとともに、必要に応じて改善のための提案を行う。
- (5) 各担当・部又は室を統括する役員は、固有のコンプライアンスリスクを分析し対策を具体化させ、内部統制委員会において審議した結果を、取締役会に報告する。
- (6) 全役職員は、コンプライアンス上の問題を発見した場合には、速やかに総務を統括する部長に報告を行う。また、公益通報の取扱に関する規程に基づき、全役職員が直接報告可能な総務部及び常勤監査役を窓口とする2つのホットラインを設置し、報告及び通報を受けた総務を統括する部長はその内容を直ちに調査し、不正行為が明らかになった場合には速やかに是正措置を講ずると共に再発防止策を策定し、実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報は、当社取締役会規程、文書取扱規程その他の規程に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとし、情報の保存及び管理を行う。
- (3) 文書取扱規程の改定等の事項は、当社執行役員会において審議し決議する。

3. チムニーグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、危機管理規程を定め、リスクを適切に管理する体制を整備する。
- (2) 内部統制委員会を適宜開催し、リスクの未然防止とリスクへの迅速な対応に努める。
- (3) 内部統制に関する総合的担当者を総務を統括する役員とし、当社全体のリスクを

網羅的・統括的に管理する。

- (4) 内部監査室は、各部門のリスクを監査し、その結果を最高経営責任者に報告する。

また、必要に応じ改善策を執行役員会において審議決定し、その結果を取締役に報告する。

4. 当社及びグループ会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、業務の効率的運営と責任体制を確立するため組織規程及び職務権限規程を定め、職務分掌規程により取締役の業務執行の効率性を確保する。

- (2) 当社は、執行役員制度により、業務執行における権限と責任を明確化し、迅速な意思決定に基づき業務を執行する。

5. チムニーグループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対し、次の各号を行うことを求めることにより、チムニーグループの内部統制システムを整備する。

① 当社関係会社管理規程に基づき、重要な意思決定については事前に当社の承認を得ること、または当社に対し報告を行うこと。

② 当社の取締役会に対し、業務執行状況の報告を四半期に1回以上行うこと。

- (2) 当社の監査役は関係会社管理規程に基づき、子会社に対する監査を年間2回行い、監査の結果を関係会社管理担当役員に報告する。

- (3) 当社の内部監査室は子会社に対し定期的に業務監査を行い、監査結果を関係会社管理担当役員及び当社の監査役会に報告する。

6. フランチャイズ店舗（以下、F C店舗という）における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社はF C管理規程を定め、F C事業における取引の安全確保に努めるとともに、債権の回収に係る危険を未然に防止する。

- (2) フランチャイズ契約書等の重要書類は文書取扱規程に基づき保存及び管理する。

- (3) F C事業部担当役員及びF C事業部員は、F C店舗における問題について改善策を協議し、店舗に対し指導又は支援を行い、その結果を定期的に執行役員会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その者の取締役からの独立性に関する事項、及びその者に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社は必要に応じて、内部監査室所属の使用人に監査役の職務を補助させるものとする。

- (2) 前号に定める監査役の職務を補助する者は、監査役から監査業務に必要な命令を受けた場合には、監査役の指揮命令に従うものとする。

- (3) 前号に定める監査役の職務を補助する者の異動・懲戒にあたっては、事前に監査

役の同意を得るものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

(1) 取締役は、監査役に報告すべき事項を監査役と協議し、以下の各号に定める事項を報告する。

- ① 執行役員会で決議された事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 月次の経営状況における重要な事項
- ④ リスクに関する重要な事項
- ⑤ 重大な法令及び定款違反
- ⑥ 内部通報制度の通報状況及びその内容
- ⑦ 前各号に定めるほか、コンプライアンスに関する重要な事項

(2) 当社の使用人は、前項第2号、第5号に関する重大事実を発見した場合には、監査役に直接その事実を報告することができる。

(3) 監査役は、内部監査室から監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めるとともに、必要に応じ、いつでも取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(4) 取締役は、監査役が取締役会のほか執行役員会、全体会議、内部統制委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、その議題内容を事前に提示する。

(5) 監査役は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。

9. グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

(1) グループ会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、グループ各社の業務の適正を確保するうえで当社の監査役に報告することが適切と判断する事項が生じた場合、当社の監査役に直接報告することができるものとする。

10. 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、公益通報の取扱いに関する規程において、監査役に通報した者が、通報したことを理由として不利な取り扱いを受けることを禁止する。

(2) 当社は、監査役に通報したことを理由として通報した者の職場環境が悪化した場合には、通報者の保護に必要な措置を講ずるものとする。

11. 監査役職務の職務執行によって生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役が監査役及び監査役を補助する使用人の職務の執行について生じる費用の前払い、または債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、関連する社内規程に基づき速やかにこれを処理する。

12. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が外部の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保証す

る。

- (2) 監査役は当社の代表取締役及び社外取締役との意見交換会を定期的に開催する。
- (3) 監査役会の求めに応じ、監査役と会計監査人及び内部監査室との間で連絡会を定期的に開催する。

【運用状況の概要】

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

当社は、定例取締役会を原則月 1 回開催し、取締役の職務の執行を監督する他、常勤監査役は、内部統制の実践に向けた規程及び組織体制等の整備の状況を監視し検証すると共に、内部監査室は、監査計画に基づき内部統制システムの運用状況のモニタリングを行い、システムが有効に機能するよう努めております。

(2) コンプライアンス体制

当社総務部は、内部通報制度の利用者に対し、社内報等による利用ルールの周知に努めております。当事業年度における重大な法令違反等に関する内部通報はありませんでした。

コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行うための環境を整備するため、インサイダー取引規制セミナー等を実施しました。

(3) 情報保存管理体制

常勤監査役は、取締役会議事録、契約書、覚書その他の重要書類の作成及び保存管理状況を定期的に点検し、情報管理の徹底を図りました。

(4) リスク管理体制

有事の発生に備え、「危機管理規程」を定める他、内部統制委員会を適宜、衛生委員会を原則月 1 回開催し、リスクの未然防止と問題への迅速な対応に努めました。

(5) 効率的職務執行体制

当社は、執行役員会を原則毎週開催するとともに、執行役員の権限と責任を明確にし、迅速な意思決定に基づく業務執行に努めております。

(6) 子会社管理体制

当社は、すべての子会社に当社の役員又は所管部門の責任者を役員として派遣しております。また、子会社から当社への報告体制に従って報告を受けた事項について、事前承認を行いました。

子会社の監査役を兼務する当社常勤監査役は、内部監査室と連携し子会社に対し監査を行いました。

(7) フランチャイズ（ＦＣ）事業における業務の適正を確保するための体制

ＦＣ事業を管掌する執行役員は「ＦＣ管理規程」に基づき、月初に開催する執行役員会に事業の状況を報告し、重要な案件については執行役員会で協議し対応し

ました。

(8) 監査役監査体制

取締役は、当社の内部統制システムの基本方針に記載のある報告事項を監査役に報告し、内部監査室は、監査役会に監査の結果を報告しました。

常勤監査役は、重要書類の閲覧の他、「取締役会」「執行役員会」「全体会議」「内部統制委員会」等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監視し検証しました。監査役会は、四半期毎に会計監査人及び内部監査室と意見交換を行いました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、収益力を強化し将来の事業展開と経営体質の強化のための内部留保を確保するとともに事業及び財務基盤を勘案して配当を実施していくことを基本方針としております。なお、機動的な資本政策及び配当政策を遂行するため、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。また中間配当の基準日を9月30日として定款で定めております。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[5,580,601]	[流 動 負 債]	[3,857,336]
現 金 及 び 預 金	3,434,142	買 掛 金	865,477
売 掛 金	338,368	F C 債 務	175,418
F C 債 権	449,328	1年内返済予定の長期借入金	312,408
商 貯 蔵 品	300,044	設 備 関 係 未 払 金	1,440
そ の 他	26,011	リ ー ス 債 務 金	141,451
貸 倒 引 当 金	1,315,396	未 払 金	998,859
[固 定 資 産]	△282,689	未 払 法 人 税 等	185,780
(有 形 固 定 資 産)	[14,950,113]	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	206,905
建 物 及 び 構 築 物	(2,554,842)	資 産 除 去 債 務	343,857
車 両 運 搬 具	2,277,466	そ の 他	625,739
リ ー ス 資 産	81	[固 定 負 債]	[2,665,893]
建 設 仮 勘 定	155,045	長 期 借 入 金	49,075
そ の 他	8,397	リ ー ス 債 務	166,954
(無 形 固 定 資 産)	113,849	退 職 給 付 に 係 る 負 債	231,195
の れ ん	(5,157,437)	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	20,000
そ の 他	5,051,617	資 産 除 去 債 務	779,595
(投 資 そ の 他 の 資 産)	105,819	預 り 保 証 金	1,324,384
投 資 有 価 証 券	(7,237,834)	そ の 他	94,688
繰 延 税 金 資 産	763,333	負 債 合 計	6,523,230
差 入 保 証 金	962,188	純 資 産 の 部	
そ の 他	5,468,808	[株 主 資 本]	[14,146,122]
貸 倒 引 当 金	51,896	(資 本 金)	(5,772,621)
	△8,393	(資 本 剰 余 金)	(2,282,570)
		(利 益 剰 余 金)	(6,341,959)
		(自 己 株 式)	(△251,029)
		[その他の包括利益累計額]	[△142,851]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△125,195
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△17,655
		[非 支 配 株 主 持 分]	[4,212]
		純 資 産 合 計	14,007,483
資 産 合 計	20,530,714	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,530,714

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金 額	
売 上 高		41,107,273
売 上 原 価		13,649,585
売 上 総 利 益		27,457,687
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		27,174,335
営 業 利 益		283,352
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,964	
受 取 配 当 金	12,485	
受 取 手 数 料	56,309	
違 約 金 収 入	11,000	
そ の 他	61,097	143,856
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,152	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	371,064	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,500	
支 払 補 償 費	6,609	
そ の 他	7,237	390,564
経 常 利 益		36,644
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,824	
受 取 補 償 金	207,200	
そ の 他	3,000	212,025
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	3,447	
固 定 資 産 除 却 損	52,658	
減 損 損 失	2,571,716	
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	50,649	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	20,000	
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	206,905	
そ の 他	12,160	2,917,538
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		2,668,868
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	257,641	
法 人 税 等 調 整 額	△114,634	143,006
当 期 純 損 失		2,811,875
非 支 配 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 利 益		141
親 会 社 株 主 に 帰 属 する 当 期 純 損 失		2,812,017

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,772,621	2,369,672	9,595,117	△365,131	17,372,280
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△441,140		△441,140
親会社株主に帰属する当期純損失（△）			△2,812,017		△2,812,017
自 己 株 式 の 処 分		△87,102		114,102	27,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△87,102	△3,253,157	114,102	△3,226,157
当 期 末 残 高	5,772,621	2,282,570	6,341,959	△251,029	14,146,122

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	18,805	566	19,371	4,070	17,395,722
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△441,140
親会社株主に帰属する当期純損失（△）					△2,812,017
自 己 株 式 の 処 分					27,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△144,001	△18,221	△162,222	141	△162,081
当 期 変 動 額 合 計	△144,001	△18,221	△162,222	141	△3,388,238
当 期 末 残 高	△125,195	△17,655	△142,851	4,212	14,007,483

（注） 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

魚鮮水産株式会社

株式会社紅フーズコーポレーション

めっちゃ魚が好き株式会社

大田市場チムニー株式会社

株式会社シーズライフ

(連結の範囲の変更)

第3四半期連結会計期間において、株式取得により株式会社シーズライフを子会社化したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称

Chimney Vietnam Company Limited

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

関連会社の名称

株式会社つば八

(持分法適用の範囲の変更)

持分法適用関連会社である株式会社つば八は、2019年9月18日付で直営店運営事業に関する権利義務を吸収分割によりその子会社であるつば八酒類販売株式会社に承継いたしました。

これに伴い、第2四半期連結会計期間よりつば八酒類販売株式会社を持分法適用の範囲に含めております。

(2) 持分法を適用しない関連会社の名称

中部チムニー株式会社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② たな卸資産

商 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法
主な耐用年数

建物及び構築物 8年～34年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

主な償却期間 3年～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑤ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生の翌連結会計年度に一括費用処理しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、4年から20年間の定額法により償却を行っております。

(6) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

16,719,340千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	19,340,800	—	—	19,340,800

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式	172,790	—	54,000	118,790

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の減少54,000株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

3. 配当に関する事項

i 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月9日 取締役会	普通株式	220,432	11.5	2019年 3月31日	2019年 6月20日
2019年11月7日 取締役会	普通株式	220,708	11.5	2019年 9月30日	2019年 12月2日

ii 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

当連結会計年度の期末配当は無配のため、該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に店舗の新規出店に必要な資金を設備投資計画に照らして、必要性を勘案し調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及びF C債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、適宜信用状況を把握しております。なお、ほとんどの債権は、1ヶ月以内の入金期日であります。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、四半期毎に時価や発行会社の財政状態等の把握のための情報収集に努めております。

差入保証金は主に店舗の賃貸に係るもので、差入先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

営業債務である買掛金、F C 債務及び未払金は 1 ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、設備投資等に必要な資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

借入金の償還日は、決算日後 4 年以内であります。

設備関係未払金は、固定資産の割賦購入によるものであり、償還日は決算日後 1 年以内であります。また、全てが固定金利であり、金利の変動リスクは存在しておりません。

預り保証金は主に、フランチャイズ契約に係るものであり、フランチャイズの信用リスクによる影響を低減しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	3,434,142	3,434,142	—
(2) 売掛金	338,368	338,368	—
(3) F C 債権	449,328		
貸倒引当金（*1）	△241,487		
	207,840	207,840	—
(4) 投資有価証券	674,757	674,757	—
(5) 差入保証金	5,468,808		
貸倒引当金	△3,500		
	5,465,308	5,466,386	1,078
資産計	10,120,417	10,121,495	1,078
(1) 買掛金	865,477	865,477	—
(2) F C 債務	175,418	175,418	—
(3) 設備関係未払金	1,440	1,442	2
(4) 未払金	998,859	998,859	—
(5) 長期借入金（*2）	361,483	361,483	—
(6) 預り保証金	1,324,384	1,319,528	△4,856
負債計	3,727,062	3,722,209	△4,853

（*1）F C 債権に係る貸倒引当金を控除しております。

（*2）1年内返済予定の長期借入金も含めております。

（注1）金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) F C 債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 差入保証金

差入保証金の時価については、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、決

算日現在の国債利率で割り引いた現在価値（貸倒引当金を控除）により算定しております。

負債

(1) 買掛金 (2) F C 債務 (4) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 設備関係未払金

設備関係未払金の時価については、元利金の合計額を、同様の借入取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

変動金利による借入であり、市場金利を反映していること、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく変化していないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(6) 預り保証金

預り保証金の時価については、合理的に見積った将来キャッシュ・フローを、決算日現在の国債利率に信用リスクを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注 2) 非上場株式（関係会社株式 88,575千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)投資有価証券」に含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額	728 円50銭
------------	----------

1 株当たり当期純損失	146 円44銭
-------------	----------

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	－ 円－銭
---------------------	-------

(注) 1 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの 1 株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 2 1 株当たり当期純損失及び潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1 株当たり当期純損失

親会社株主に帰属する当期純損失	2,812,017 千円
-----------------	--------------

普通株主に帰属しない金額	－
--------------	---

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	2,812,017 千円
------------------------	--------------

普通株式の期中平均株式数	19,201,912 株
--------------	--------------

潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益

親会社株主に帰属する当期純利益調整額	－
--------------------	---

普通株式増加数	－ 株
---------	-----

(うち新株予約権)	－ 株
-----------	-----

(重要な後発事象に関する注記)
(当座貸越契約の締結について)

当社は、2020年5月15日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上高の減少による資金繰り悪化リスクに対し、機動的な対応を可能とするため、次の内容による総額110億円の当座貸越契約の締結を決議し、締結いたしました。

(契約内容)

契約先	(株)みずほ銀行	(株)三菱UFJ銀行	(株)りそな銀行	(株)三井住友銀行
当座貸越極度額	40億円	42億円	14億円 (※)	14億円
契約締結年月	2020年5月	2020年5月	2020年5月	2020年5月
契約期限	2021年3月	2021年5月	※	2021年5月
利率	基準金利＋スプレッド			
担保等の有無	無担保、無保証			

既存の当座貸越契約40億円を含め、総額150億円の当座貸越契約となります。

※当初契約（2017年4月契約、2017年8月期限 以降、1年毎自動更新）の極度額増額分であります。

(資金の借入)

当社は、当座貸越契約に基づき、次のとおり資金の借入を実行しております。

借入先	(株)みずほ銀行	(株)りそな銀行
借入金額	30億円	10億円
利率	基準金利＋スプレッド	
借入実行日	2020年4月30日	
担保等の有無	無担保、無保証	

(その他の注記)

ストック・オプション等関係

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	2010年12月 1 日
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役 3名 当社の従業員 26名
株式の種類及び付与数（注）1、2	普通株式 980,000株
付 与 日	2010年12月 3 日
権利確定条件	(注) 3
対象勤務期間	定めておりません。
権利行使期間	2012年12月 2 日～2020年12月 1 日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

新株予約権発行決議日以降に、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式については、これを切り捨てる。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式数の調整を行うものとする。

2. 2012年10月 1 日付株式分割(株式 1 株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

3. ① 新株予約権者は、(ア) 2010年 3 月24日現在において当社議決権株式の過半数をグループ全体で保有する株主及びそのグループ会社（以下「グループ主要株主等」という。）が、グループ主要株主等に属さない第三者に対しその保有する当社の株式の全部を譲渡する場合であって、新株予約権者が当社との間で締結する「第 1 回新株予約権割当契約書」に関連して新株予約権者がグループ主要株主等との間で締結する覚書に基づき、新株予約権者に対して、当該譲渡への参加を請求する権利（以下「譲渡請求権」という。）を行使した場合、(イ)(i) グループ主要株主等がグループ主要株主等に属さない第三者に対する当社の株式の譲渡を希望する場合で、(ii) 譲渡請求権が行使されず、かつ (iii) 当該譲渡の結果グループ主要株主等が保有する当社の株式の数が、2010年 3 月24日現在グループ主要株主等が保有する株式数の20%以下となる場合（但し、グループ主要株主等が保有する当社の株式が担保権の実行（任意売却を含む。）により処分される場合を除く。）、又は(ウ) 当社の株式が国内のいずれかの金融商品取引所に上場（店頭登録を含む。）された場合、に限り、新株予約権を行使することができる。

② 新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の相続人は新株予約権

を相続することができる。但し、かかる相続人は、新株予約権を相続した旨を当社が合理的と認める証拠資料を添えて当社に対し書面により通知した日から1か月（但し、当社の取締役会決議に基づきかかる期間を短縮することができる。）を経過した後に限り、相続した当該新株予約権を行使することができる。

③ 新株予約権の質入等の処分は認めない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

i ストック・オプションの数

決議年月日	2010年12月1日
権利確定前	
前連結会計年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後	
前連結会計年度末	133,000株
権利確定	—
権利行使	54,000株
失効	—
未行使残	79,000株

ii 単価情報

決議年月日	2010年12月1日
権利行使価格	1株につき500円
行使時平均株価	2,442円
付与日における公正な評価単価	—

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法

は、収益還元法、簿価純資産法及び類似会社比準法の折衷方法によっております。

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

4. スtock・オプションの本源価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源価値の合計額及び権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源価値の合計額

- | | |
|-------------------------------|------------|
| i 当連結会計年度末における本源価値の合計額 | 89,507 千円 |
| ii 当連結会計年度において権利行使された本源価値の合計額 | 104,916 千円 |

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社グループは、新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請を踏まえ、直営店及びフランチャイズ店において、臨時休業や営業時間の短縮等を実施してまいりました。緊急事態宣言の全面解除と各自治体による営業自粛要請の緩和後は、順次、店舗の営業を再開しております。お客様や従業員の安全を第一とし、衛生管理や感染拡大防止に取り組みながら営業を続けておりますが、売上高が新型コロナウイルス感染症の広がる前の水準に戻るには、1年程度を要するものと予測しております。

当社グループは、固定資産の減損会計及び税効果会計に関する会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び業績の回復について、上述の仮定のもとに将来キャッシュ・フローの算定及び税効果のスケジューリングを行っております。

これに伴い、当連結会計年度において固定資産に係る減損損失を2,571百万円計上し、評価性引当額の発生により、繰延税金資産が621百万円減少しております。

貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
[流 動 資 産]	[5,239,866]	[流 動 負 債]	[3,652,380]
現 金 及 び 預 金	3,149,248	買 掛 金	802,461
売 掛 金	321,093	F C 債 務	175,418
F C 債 権	449,328	1年内返済予定の長期借入金	295,068
商 品	284,473	リ ー ス 債 務	140,639
貯 蔵 品	25,887	未 払 金	953,944
前 払 費 用	463,262	未 払 法 人 税 等	201,978
そ の 他	829,262	前 受 金	182,257
貸 倒 引 当 金	△282,689	預 り 金	8,554
[固 定 資 産]	[14,996,826]	前 受 収 益	97,537
(有 形 固 定 資 産)	(2,457,623)	店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金	14,716
物 物	2,191,277	資 産 除 去 債 務	206,905
構 築 物	3,593	そ の 他	343,857
車 両 運 搬 具	81	[固 定 負 債]	[2,545,225]
工 具、器 具 及 び 備 品	101,958	リ ー ス 債 務	163,969
建 設 仮 勘 定	152,314	退 職 給 付 引 当 金	205,748
(無 形 固 定 資 産)	(4,655,554)	関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金	20,000
の れ ん	4,549,734	資 産 除 去 債 務	751,003
ソ フ ト ウ ェ ア	101,768	預 り 保 証 金	1,324,406
そ の 他	4,050	そ の 他	80,097
(投 資 そ の 他 の 資 産)	(7,883,649)	負 債 合 計	6,197,605
投 資 有 価 証 券	674,757	純 資 産 の 部	
関 係 会 社 株 式	1,001,590	[株 主 資 本]	[14,164,283]
出 資 金	406	(資 本 金)	(5,772,621)
関 係 会 社 出 資 金	0	(資 本 剰 余 金)	(2,282,570)
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	648	資 本 準 備 金	772,621
破 産 更 生 債 権 等	4,858	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,509,948
長 期 前 払 費 用	29,896	(利 益 剰 余 金)	(6,360,120)
繰 延 税 金 資 産	921,072	利 益 準 備 金	313,177
差 入 保 証 金	5,257,836	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,046,942
そ の 他	976	繰 越 利 益 剰 余 金	6,046,942
貸 倒 引 当 金	△8,393	(自 己 株 式)	(△251,029)
資 産 合 計	20,236,693	[評 価 ・ 換 算 差 額 等]	[△125,195]
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△125,195
		純 資 産 合 計	14,039,087
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,236,693

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

（単位：千円）

科 目		金 額	
売 上 高			39,282,463
売 上 原 価			13,083,973
売 上 総 利 益			26,198,489
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			25,883,217
営 業 業 利 益			315,272
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	2,961		
受 取 配 当 金	12,485		
受 取 手 数 料	56,309		
違 約 金 収 入	11,000		
業 務 受 託 料	25,369		
そ の 他	43,598		151,722
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	1,713		
支 払 補 償 費	5,593		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	3,500		
そ の 他	6,575		17,382
経 常 利 益			449,612
特 別 利 益			
固 定 資 産 売 却 益	150		
受 取 補 償 金	180,700		
そ の 他	3,000		183,850
特 別 損 失			
固 定 資 産 売 却 損	3,205		
固 定 資 産 除 却 損	47,239		
減 損 損 失	2,490,732		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	353,860		
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損	50,649		
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	20,000		
店 舗 閉 鎖 損 失 引 当 金 繰 入 額	206,905		
そ の 他	12,160		3,184,752
税 引 前 当 期 純 損 失			2,551,290
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	247,679		
法 人 税 等 調 整 額	△116,410		131,269
当 期 純 損 失			2,682,559

（注）記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	5,772,621	772,621	1,597,050	2,369,672
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 損 失（△）				
自 己 株 式 の 処 分			△87,102	△87,102
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△87,102	△87,102
当 期 末 残 高	5,772,621	772,621	1,509,948	2,282,570

	株 主 資 本				
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
		繰越利益 剰余金			
当 期 首 残 高	269,063	9,214,756	9,483,820	△365,131	17,260,982
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	44,114	△485,254	△441,140		△441,140
当 期 純 損 失 (△)		△2,682,559	△2,682,559		△2,682,559
自 己 株 式 の 処 分				114,102	27,000
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	44,114	△3,167,813	△3,123,699	114,102	△3,096,699
当 期 末 残 高	313,177	6,046,942	6,360,120	△251,029	14,164,283

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	18,805	18,805	17,279,788
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△441,140
当 期 純 損 失 (△)			△2,682,559
自 己 株 式 の 処 分			27,000
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△144,001	△144,001	△144,001
当 期 変 動 額 合 計	△144,001	△144,001	△3,240,700
当 期 末 残 高	△125,195	△125,195	14,039,087

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品 最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法

主な耐用年数

建 物 8年～34年

工具、器具及び備品 5年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、のれんについては4年～20年間の定額法により償却を行っております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

④ 長期前払費用

定額法

主な償却期間 3年～5年

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個々の債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度において発生していると認められる額を計上しております。

i) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ii) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生の翌事業年度に一括費用処理しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金

店舗閉店に伴い発生する損失に備え、店舗閉店により合理的に見込まれる中途解約違約金等の閉店関連損失見込額を計上しております。

⑥ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	16,431,576 千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	20,891 千円
短期金銭債務	67,968 千円
長期金銭債権	10,000 千円
3. 役員等に対する金銭債権及び金銭債務	
長期金銭債務	25,830 千円

(損益計算書に関する注記)

1. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

用途	種類	場所
店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	宮崎県宮崎市 日向酒場 魚鮮水産 宮崎橋通店他 合計112店舗
店舗	建物 工具、器具及び備品 その他	神奈川県横浜市 金沢八景 花の舞店他 合計136店舗
飲食事業	のれん	本社（東京都台東区）

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングをしております。日向酒場 魚鮮水産 宮崎橋通店他合計112店舗につきましては閉店を決定したため、金沢八景 花の舞店他合計136店舗につきましては、店舗における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスであるため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値（割引率0.711%～1.187%）と正味売却価額のいずれか高い金額を採用しております。

また、事業譲受により発生したのれんについて、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は零として評価しております。

減損損失の内訳は建物2,017,792千円、工具、器具及び備品130,168千円、リース資産203,348千円、のれん79,676千円、その他59,746千円であります。

2. 関係会社との取引高

営業取引による取引高

仕入高	1,438,709 千円
営業収益	192,131 千円
営業費用	112,026 千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	172,790	—	54,000	118,790

(変動事由の概要)

自己株式の株式数の減少54,000株は、新株予約権の権利行使による減少であります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

資産除去債務	335,246 千円
減価償却超過額	668,225 千円
退職給付引当金	63,000 千円
貸倒引当金	89,129 千円
未払事業税	19,999 千円
資産調整勘定	29,597 千円
前受収益	10,252 千円
一括償却資産	9,127 千円
未払事業所税	12,632 千円
長期未払金	7,909 千円
関係会社株式評価損	108,351 千円
関係会社出資金評価損	15,508 千円
店舗閉鎖損失引当金	63,354 千円
その他有価証券評価差額金	55,253 千円
その他	52,415 千円
繰延税金資産合計	<u>1,540,004 千円</u>

評価性引当額	<u>△593,750 千円</u>
繰延税金資産合計	946,254 千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	<u>△25,182 千円</u>
繰延税金負債合計	<u>△25,182 千円</u>

繰延税金資産の純額	<u>921,072 千円</u>
-----------	-------------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6 %
(調整)	
評価性引当額	△23.3 %
住民税均等割	△6.4 %
のれん償却額	△5.7 %
その他	△0.3 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△5.1 %</u>

(関連当事者との取引に関する注記)

種類	会社等の名称 又は氏名	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	和泉 學	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接2.8	—	ストック・ オプション の権利行使	12,000 (24千株)	—	—

(注) 取締役会(2010年12月1日)の決議に基づき付与されたストック・オプションの当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」欄は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 730 円36銭

1株当たり当期純損失 139 円70銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益 一円一銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注) 2 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

1株当たり当期純損失

損益計算書上の当期純損失 2,682,559 千円

普通株主に帰属しない金額 —

普通株式に係る当期純損失 2,682,559 千円

普通株式の期中平均株式数 19,201,912 株

潜在株式調整後1株当たり当期純利益

当期純損失調整額 —

普通株式増加数 — 株

(うち新株予約権) — 株

(重要な後発事象に関する注記)

(当座貸越契約の締結について)

当社は2020年5月15日開催の取締役会において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う売上高の減少による資金繰り悪化リスクに対し、機動的な対応を可能とするため、次の内容による総額110億円の当座貸越契約の締結を決議し、締結いたしました。

(契約内容)

契約先	(株)みずほ銀行	(株)三菱UFJ銀行	(株)そな銀行	(株)三井住友銀行
当座貸越極度額	40億円	42億円	14億円 (※)	14億円
契約締結年月	2020年 5 月	2020年 5 月	2020年 5 月	2020年 5 月
契約期限	2021年 3 月	2021年 5 月	※	2021年 5 月
利率	基準金利＋スプレッド			
担保等の有無	無担保、無保証			

既存の当座貸越契約40億円を含め、総額150億円の当座貸越契約となります。

※当初契約（2017年4月契約、2017年8月期限 以降、1年毎自動更新）の極度額増額分であります。

(資金の借入)

当社は、当座貸越契約に基づき、次のとおり資金の借入を実行しております。

借入先	(株)みずほ銀行	(株)そな銀行
借入金額	30億円	10億円
利率	基準金利＋スプレッド	
借入実行日	2020年4月30日	
担保等の有無	無担保、無保証	

(その他の注記)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

当社は、新型コロナウイルス感染症拡大防止への社会的な要請を踏まえ、直営店及びフランチャイズ店において、臨時休業や営業時間の短縮等を実施してまいりました。緊急事態宣言の全面解除と各自治体による営業自粛要請の緩和後は、順次、店舗の営業を再開しております。お客様や従業員の安全を第一とし、衛生管理や感染拡大防止に取り組みながら営業を続けておりますが、売上高が新型コロナウイルス感染症の広がる前の水準に戻るには、1年程度を要するものと予測しております。当社は、固定資産の減損会計及び税効果会計に関する会計上の見積りにおいて、新型コロナウイルス感染症の収束時期及び業績の回復について、上述の仮定のもとに将来キャッシュ・フローの算定及び税効果のスケジューリングを行っております。これに伴い、当事業年度において固定資産に係る減損損失を2,490百万円計上し、評価引当額の発生により、繰延税金資産が593百万円減少しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年 6 月 23 日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古谷大二郎	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、チムニー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、チムニー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年6月23日

チムニー株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	早稲田 宏	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	古谷大二郎	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、チムニー株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、2019年6月19日開催の監査役会において、第12期監査役監査実施計画（基本方針、重点監査項目、職務分担、監査実施スケジュール等）を定め、監査役会を毎月定期的開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、業務執行取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、非常勤社外取締役を含む取締役、内部監査室その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、会計監査人の監査に同行し、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

④内部監査室からは、子会社を含む監査の結果について、毎月の監査役会において報告を受け、また、定期的に会計監査人を含む三様監査の連携を図りました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④親会社並びに持分法適用関連会社との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないよう留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項を認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年6月23日

チムニー株式会社 監査役会
常 勤 監 査 役 永 井 政 次 ㊞
社 外 監 査 役 中 原 慎 一 ㊞
監 査 役 三 浦 千 春 ㊞
社 外 監 査 役 越 仲 信 雄 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議 案 取締役12名選任の件

取締役全員12名は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役12名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	やま うち ひで はる 山 内 英 靖 (1962年11月15日生)	1985年4月 ㈱やまや入社 1985年12月 同社取締役仙台支店長 1988年7月 同社取締役貿易部長 1994年10月 同社取締役経営企画室長 1999年4月 同社取締役営業部長 1999年6月 同社常務取締役営業部長 2002年6月 同社専務取締役営業本部長 2004年6月 やまや商流㈱取締役(現任) 2005年6月 ㈱やまや代表取締役社長 2006年6月 同社代表取締役社長兼社長執行役員(現任) 2008年7月 やまや関西㈱代表取締役社長(現任) 2012年8月 やまや北陸㈱(現やまや東日本㈱)代表取締役社長(現任) 2014年3月 当社取締役 2015年3月 当社取締役相談役 2016年3月 当社代表取締役会長(現任) 2018年11月 ㈱つば八代表取締役会長(現任) 2020年6月 マルシェ㈱取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役社長 やまや商流㈱取締役 やまや関西㈱代表取締役社長 やまや東日本㈱代表取締役社長 ㈱つば八代表取締役会長 マルシェ㈱取締役	—
2	い ずみ まなぶ 和 泉 學 (1946年6月6日生)	1970年4月 ジャスコ㈱(現イオン㈱)入社 1979年4月 ㈱コックドールジャスコ(現㈱イオンイーハート)出向 1990年11月 旧チムニー㈱代表取締役社長 2010年9月 当社代表取締役社長 2015年7月 当社代表取締役会長兼社長執行役員 2016年3月 当社代表取締役社長執行役員(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役 2019年6月 ㈱つば八代表取締役社長(現任) 2019年12月 ㈱シーズライフ取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八代表取締役社長 ㈱シーズライフ取締役	542,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	みず かみ たか し 水 上 貴 史 (1974年 5 月 26 日生)	1993年11月 ㈱やまや入社 2009年 4 月 スピード㈱出向 営業部長 2010年 1 月 やまや関西㈱出向 統括営業部長 2012年 8 月 ㈱やまや九州営業部長 2015年 7 月 当社出向 執行役員商品部長代理 2018年 2 月 当社執行役員商品担当代理 2018年11月 ㈱つば八取締役 (現任) 2019年 6 月 当社取締役執行役員社長付特命担当 2019年 6 月 当社入社 2019年12月 ㈱シーズライフ取締役 (現任) 2020年 3 月 取締役副社長執行役員経営企画担当 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八取締役 ㈱シーズライフ取締役	—
4	ね もと ひろ ぶみ 根 本 博 史 (1971年11月 9 日生)	1996年 4 月 旧チムニー㈱入社 2010年 9 月 当社執行役員管理本部訓練部長 2011年 1 月 当社執行役員営業統括本部第 4 事業本部部長 2012年 1 月 当社執行役員人事総務本部長 2013年 1 月 当社執行役員東日本事業本部長 2014年 1 月 当社執行役員直営統括部長 2014年 3 月 当社取締役常務執行役員直営統括部長 2015年 1 月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 2016年 2 月 当社取締役常務執行役員直営営業担当 兼新業態開発担当 2017年 2 月 当社取締役常務執行役員東日本直営担当 (現任) 2018年11月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 2019年 2 月 兼店舗活性部長 2019年 6 月 当社取締役専務執行役員直営統括担当 兼商品担当兼店舗活性部長 2019年10月 当社取締役専務執行役員商品担当 2020年 3 月 当社取締役専務執行役員管理担当兼専門業態担当 (現任) 2020年 4 月 ㈱紅フーズコーポレーション取締役 (現任) めっちゃや魚が好き㈱代表取締役 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱つば八取締役 ㈱紅フーズコーポレーション取締役 めっちゃや魚が好き㈱代表取締役	46,900株
5	い とう ひろ ゆき 伊 藤 浩 之 (1969年 9 月 18 日生)	1995年 4 月 デンアライド㈱入社 2004年 2 月 旧チムニー㈱入社 2012年 1 月 当社執行役員東日本直営事業本部長 2013年 1 月 当社執行役員西日本事業本部長 2014年 3 月 当社執行役員中国・九州事業部長 2015年 1 月 当社執行役員商品部長 2016年 2 月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新業態開発担当 2016年 3 月 当社取締役常務執行役員商品担当兼新業態開発担当兼商品部長 2017年 2 月 当社取締役常務執行役員西日本直営担当 2019年 2 月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 兼コンタクト事業部長 2019年 3 月 ㈱紅フーズコーポレーション取締役 2019年 3 月 めっちゃや魚が好き㈱取締役 2019年 5 月 ㈱紅フーズコーポレーション代表取締役 めっちゃや魚が好き㈱代表取締役 2019年 6 月 当社取締役常務執行役員専門業態担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 2020年 3 月 当社取締役常務執行役員直営統括担当 兼東日本直営担当 (現任)	6,200株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
6	てら わき つよし 寺 脇 剛 (1963年 3 月 23 日生)	2004年 7 月 ㈱マイカルカンデボーレ入社 2008年11月 旧チムニー㈱入社 2009年12月 当社関西事業部長 2010年 6 月 当社関西・四国事業部長 2011年 1 月 当社店舗サポーター部長 2011年 7 月 当社FC事業部長 2013年 7 月 当社執行役員FC事業本部長 2014年 1 月 当社執行役員FC事業部長 2015年 1 月 当社執行役員事業推進部長 2016年 2 月 当社執行役員FC事業部長 2016年 3 月 当社取締役執行役員FC事業部長 2018年 2 月 当社取締役常務執行役員管理担当兼総務部長 2019年 3 月 当社取締役常務執行役員管理担当 2019年10月 当社取締役常務執行役員管理担当兼FC事業部長 2020年 3 月 当社取締役常務執行役員FC事業部長(現任)	—
7	やま うち ひで ふき 山 内 英 房 (1934年 9 月 27 日生)	1970年11月 ㈱やまや設立同社代表取締役社長 1997年 7 月 やまや商流㈱代表取締役社長(現任) 2001年 6 月 ㈱やまや代表取締役会長(現任) 2016年 3 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや代表取締役会長 やまや商流㈱代表取締役社長	—
8	やま うち かづ き 山 内 一 枝 (1937年11月12日生)	1970年11月 ㈱やまや取締役副社長 2006年 6 月 同社取締役副会長(現任) 2016年 3 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや取締役副会長	—
9	き とう こう や 佐 藤 浩 也 (1966年 8 月 31 日生)	1989年 4 月 ㈱やまや入社 2003年 6 月 同社取締役営業部長 2006年 6 月 同社執行役員営業部長 2007年 6 月 同社常務執行役員営業部長 2012年 6 月 やまや商流㈱取締役(現任) 2013年 6 月 ㈱やまや取締役専務執行役員営業部長(現任) 2015年 3 月 当社取締役(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや取締役 やまや商流㈱取締役 ㈱つば八取締役	—
10	た わら ぐち ゆう き 田 原 口 裕 基 (1971年 2 月 16 日生)	1994年 4 月 ㈱やまや入社 2006年 6 月 同社経理部課長 2007年 3 月 同社経理部次長 2012年 6 月 同社経理部部长 2014年 6 月 同社執行役員経理部長(現任) 2017年 6 月 当社取締役(現任) 2018年11月 ㈱つば八取締役(現任) (重要な兼職の状況) ㈱やまや執行役員経理部長 ㈱つば八取締役	—

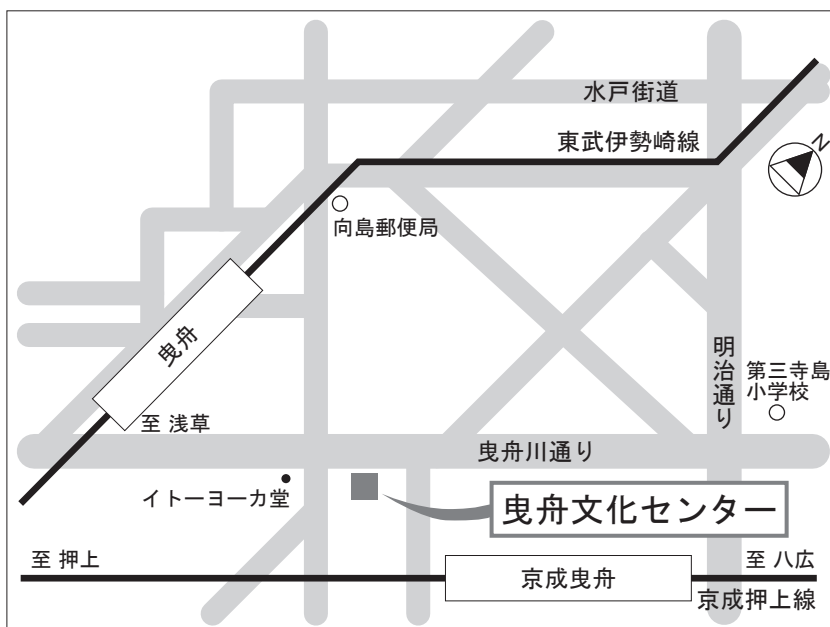
候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社の株式数
1 1	おお ぜき ひとし 大 関 均 (1958年 8 月 14 日生)	1982年 4 月 日本合同ファイナンス㈱（現㈱ジャフコ）入社 1988年 4 月 同社投資第 2 部投資 2 課長 1990年 10 月 同社仙台支店長 1995年 7 月 同社人事部次長 1998年 4 月 同社第 1 投資グループ投資 1 チームマネージャー 2006年 4 月 同社第 4 投資運用本部投資運用 1 部長 2010年 4 月 同社開発投資運用本部開発投資運用 1 部長 2011年 10 月 優成監査法人入所 2012年 7 月 同社特定社員就任 2013年 2 月 優成アドバイザリー㈱ 代表取締役 2017年 6 月 当社取締役（現任） 2018年 7 月 太陽有限責任監査法人パートナー（現任） （重要な兼職の状況） 太陽有限責任監査法人パートナー	—
1 2	おき た み え こ 沖 田 美 恵 子 (1975年 8 月 7 日生)	2000年 4 月 東京地方検察庁 検事 2005年 4 月 弁護士登録（弁護士職務経歴） 2007年 4 月 広島地方検察庁 検事 2009年 7 月 ㈱産業革新機構（現㈱産業革新投資機構）出向 2011年 7 月 東京地方検察庁 検事 2013年 3 月 検事退官 2013年 4 月 弁護士登録 2019年 6 月 当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 島田法律事務所パートナー弁護士	—

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別な利害関係はありません。
2. 大関均氏及び沖田美恵子氏は社外取締役候補者であります。
なお、大関均氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 3 年 1 ヶ月となります。また、沖田美恵子氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって 1 年 1 ヶ月となります。
3. 大関均氏につきましては、投資会社、監査法人、アドバイザリー企業で蓄積された豊富な経験に基づき、企業の状況を的確につかみ本質的な指摘を頂き且つ多面的で長期的な視点から当社の経営に参画して頂くべく、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
また当社は、同氏と会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
4. 沖田美恵子氏につきましては、これまでの検事、弁護士としての経験を活かし、法律専門家として客観的に当社の企業運営に対する意見を頂戴したいため社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は、本総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
また、当社は、同氏と会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、同法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認された場合、同契約を継続する予定であります。
5. ㈱やまやは当社の親会社であります。
6. やまや商流㈱及びやまや関西㈱並びにやまや東日本㈱は㈱やまやの子会社であります。
7. ㈱つば八は㈱やまやの子会社であり、当社の関連会社であります。
8. ㈱紅フーズコーポレーション及びめっちゃ魚が好き㈱並びに㈱シーズライフは当社の子会社であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都墨田区京島一丁目38番11号
曳舟文化センター 1階 ホール



交通案内

- 京成電鉄押上線：「京成曳舟駅」下車 東改札徒歩1分
- 東武スカイツリーライン・東武亀戸線：「曳舟駅」下車 東口徒歩4分